（表面）

住民基本台帳閲覧申出書

（宛先）岡崎市長

年　　月　　日

申　出　者	名　　称	
	代表者の氏名	（署名又は記名・押印が必要です。）
	郵便番号	
	主たる事務所の所在地	
	電話番号	
共同申出者	名　　称	
	代表者の氏名	（署名又は記名・押印が必要です。）
	郵便番号	
	主たる事務所の所在地	
	電話番号	
閲覧事項の利用の目的	（該当するものを○で囲んでください） 統計調査　・　世論調査　・　学術研究　・　その他 （○で囲んだものについて、具体的な内容を記入してください。）	
申出に係る住民の範囲	年　齢	
	性　別	
	区　域 （町・字等具体的に）	
	その他	
閲　覧　者	氏　　名	
	郵便番号	
	住　　所	
	電話番号	
	持参する身分証明書 ※	（該当するものを○で囲んでください。） 運転免許証　・　パスポート　・　個人番号カード その他（　　）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

（裏面）

<table>
<tr><td rowspan="3">閲覧事項を取り扱う者の範囲</td><td>範　　囲</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用の目的に係る活動の責任者</td><td>役職名</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">閲覧事項を取り扱う者の範囲（共同申出者）</td><td>範　　囲</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用の目的に係る活動の責任者</td><td>役職名</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">閲覧事項の管理方法</td><td>保管方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>廃棄方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>廃棄時期</td><td colspan="2">年　　月</td></tr>
<tr><td rowspan="3">閲覧事項の管理方法（共同申出者）</td><td>保管方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>廃棄方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>廃棄時期</td><td colspan="2">年　　月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">閲覧したい日</td><td colspan="3">年　　月　　日（　）　午前　・　午後</td></tr>
<tr><td colspan="3">（複数日にわたり閲覧を希望する場合は、初日を上段に記入し、それ以外の日をこの欄に記入してください。）</td></tr>
</table>

《閲覧事項を調査研究に利用する場合のみ記入してください。》

<table>
<tr><td colspan="2">調査研究の実施体制</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">調査研究の実施体制（共同申出者）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">調査研究の成果の取扱い</td><td colspan="2">公表の有無</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公表する場合</td><td>公表の方法</td><td></td></tr>
<tr><td>公表時期</td><td>年　月</td></tr>
</table>

《委託を受けて閲覧の申出を行う場合のみ記入してください。》

委託者の氏名（法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名）	
委託者の住所（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地）	

注１　特別の申出がない限り、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者で支援措置を講じているものを含まない申出であるとみなします。

２　偽りその他不正の手段により閲覧をし、若しくはさせた者又はこの申出に係る閲覧事項を利用の目的以外の目的のために利用し、若しくは本申出に係る申出者、閲覧者及び閲覧事項を取り扱う者の範囲に属する者のうち申出者が指定するもの以外の者（以下「第三者」という。）に提供した者は、30 万円以下の過料に処せられます。

３　注２の違反行為があった場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該違反行為者に対して、閲覧事項が利用の目的以外の目的で利用され、又は第三者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することがあります。

この勧告にもかかわらず、当該勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講ずることを命じることがあります。

また、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、勧告を経ることなく、当該違反行為者に対して直ちに命令を発することもあります。

なお、これらの命令に違反した者は、6 か月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処せられます。

４　網掛け部分の項目に記載した事項及び閲覧をした年月日は、所定の方法によりその内容を公表します。（委託者の氏名については、委託者が法人の場合にあってはその名称、個人の場合にあってはその旨を公表します。）

５　※の欄について、その他に該当する場合にあっては、別途閲覧者あてに照会書を送らせていただく場合があります。

【R7.6】

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。